

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成23年3月31日京都市条例第93号）（消防局総務部庶務課）

本市の公の施設としての病院事業の廃止に伴い、消防団員等が公務に従事したこと等により、負傷し、又は疾病にかかった場合に、当該消防団員等に対して必要な療養を行う医療機関から「本市が経営する医療機関」を削るとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 93 号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「本市が経営する医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「本市医療機関等」を「指定医療機関等」に改め、同条第3項中「本市医療機関等」を「指定医療機関等」に改め、「本市が経営する医療機関又は」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)